

## 先端医療特許検討委員会の設置について

平成20年11月17日  
知的財産による競争力強化専門調査会会长

### 1.趣旨

- (1)医療分野における特許保護の在り方については、これまで、産業構造審議会及び知的財産戦略本部専門調査会において検討が行われ、特許保護対象の拡大が順次図られてきた。
- (2)昨今、医療分野においては、iPS細胞に係る研究の進展など、先端医療の実現に向けた世界的な研究競争が激化している。
- (3)先端医療技術の発展を図る観点からは特許保護の拡大が求められている。他方、医療は国民の生命や健康に直結するものであるため、その特許保護の拡大に当たっては、医療の特質や公共の利益への十分な配慮が求められている。
- (4)このため、知的財産による競争力強化専門調査会(以下「競争力強化専門調査会」という。)の下に先端医療特許検討委員会を設置し、先端医療分野における特許保護の在り方について調査・検討を行うこととする。

### 2.調査・検討事項

- (1) 先端医療分野における特許保護の在り方について
- (2) その他

### 3.調査・検討体制

- (1) 先端医療特許検討委員会の委員は、専ら同委員会に参加する者を含め、競争力強化専門調査会の委員のうちから、競争力強化専門調査会会长が指名する。
- (2) 先端医療特許検討委員会の委員長及び委員長代理は、競争力強化専門調査会会长が指名する。
- (3) 委員長は、先端医療特許検討委員会の審議に必要があると認めるときは、参考人を招致することができる。
- (4) 先端医療特許検討委員会の報告書については、競争力強化専門調査会会长の承認を得た上で、同報告書をもって競争力強化専門調査会の報告書とすることができる。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、先端医療特許検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。